

2024 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ROXX
代 表 者 名 代表取締役 中嶋 汰朗
(コード番号：241A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 上級執行役員 SVP of Corporate 山田 浩輝
(TEL 03-6777-7070)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1 株につき 金 2,110 円
2. 価格決定の理由等
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（1,840 円～2,110 円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,110 円と決定いたしました。
なお、引受価額は 1,941.20 円と決定いたしました。
3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 438,400 株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

公募による募集株式発行

増加する資本金 315,445,000 円（1 株につき 970.60 円）

増加する資本準備金 315,445,000 円（1 株につき 970.60 円）

上場時資本金の額 644,443,130 円

（新株予約権の権利行使により増加する可能性がある）

5. 販売先指定（親引け）の件

（1）親引け先の概要

アセットマネジメント One 株式会社が運用する下記ファンド

- ・DIAM 新興市場日本株ファンド
- ・DIAM 新興企業日本株ファンド
- ・DIAM 新興企業日本株オープン米ドル型
- ・未来変革日本株ファンド
- ・日本厳選中小型株ファンド
- ・新興企業日本株ファンド（資産成長型）
- ・DIAM 成長株オープン・マザーファンド

業務執行組合員又はこれに類する者

名称 アセットマネジメント One 株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号 鉄鋼ビルディング

代表者 杉原 規之

（2）親引けしようとする株式の数

当社普通株式 236,900 株

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、上記 1. の発行価格となります。

（4）株券等の譲渡制限

下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。

（5）親引け後の大株主の状況

公募による募集株式の発行及び引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後のアセットマネジメント One 株式会社の所有株式数は 236,900 株（潜在株式数を含む株式総数の 2.95%）となり、第 6 位の大株主となります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 325,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 2,598,100株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 438,400株 |
| (3) 申 込 期 間 | 2024年9月13日（金曜日）から
2024年9月19日（木曜日）まで |
| (4) 払 込 期 日 | 2024年9月24日（火曜日） |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2024年9月25日（水曜日） |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の458,900株が引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるパーソルキャリア株式会社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後1080日目の2027年9月9日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人であるグローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、One Capital1号投資事業有限責任組合、One CapitalDX1号投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン6号7号F投資事業有限責任組合、売出人である中嶋汰朗、山田浩輝並びに当社株主（新株予約権者含む）であるKxShareHW投資事業有限責任組合、株式会社オープンアップグループ、株式会社PKSHA Technology、Darjiun Venture Corporation、AGキャピタル株式会社、株式会社AMG、株式会社エアトリ及び垂水隆幸は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後360日目の2025年9月19日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアプシオンの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、売出人であるSkylandVentures2号投資事業有限責任組合、千本倅生、佐藤裕介、菅原大太郎、赤坂優及び竹内慎優並びに当社株主である株式会社サイバーエージェント、株式会社マイナビ、イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合、株式会社ロバスト、CVI Investments, Inc.、株式会社くふうカンパニー及び株式会社TWOSTONE&Sonsは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2025年3月23日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2025年3月23日までの期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとし

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 1080 日間、360 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後 180 日目の日(2025 年 3 月 23 日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。